資料６

令和４年度の空家等対策計画施策の実施について

１．令和３年度より継続して実施する事業

・西可児地区における空き家等モデル事業（資料１参照）
・専門知識が必要とされる相談にも対応できる窓口制度の設立（資料２参照）
・除却に関する助成支援制度の見直し（資料４参照）
その他、毎年実施している施策は例年通り継続して実施します。

２．新規で取り組みを開始する事業

①所有者等意向調査（計画 P.45）

空家等の利活用を促進する上で、所有者等に対して意向調査を実施するため、調査方法や調査項目、調査時期の検討を開始し、検討結果により、調査票の作成、発送等を行います。

【取り組みスケジュール】

実施事項	令和４年度				令和５年度				令和６年度			
	4~6	7~9	10~12	1~3	4~6	7~9	10~12	1~3	4~6	7~9	10~12	1~3
実施目的や調査内容の整理		■	■									
アンケート調査項目の作成			■									
送付対象者の決定と送付※				■								
調査票の回収と集計作業					■	■						
次期計画や施策への反映							■	■	■	■	■	■

※調査票送付時期は、検討結果により遅らせる可能性もあります。

②福祉利用目的での居住、供給の掘り起こし（計画 P.50）

社会福祉協議会との連携による福祉利用目的での空家等の有効活用について、他市町村の事例調査や、固定資産税の減免について関係部署と協議するなど、検討を開始します。

【取り組みスケジュール】

実施事項	令和４年度				令和５年度				令和６年度			
	4~6	7~9	10~12	1~3	4~6	7~9	10~12	1~3	4~6	7~9	10~12	1~3
他市町村の事例調査			■	■								
社会福祉協議会との意見交換				■								
固定資産税減免に関する庁内協議				■								
マッチング制度の仕組みづくり					■	■	■					
新制度の開始準備							■	■				
施策の運用開始									■	■	■	■